

第 39 回市民まちづくり会議 議事録

令和3年3月24日(水) 日野市役所 1 階 101会議室
午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分

議 題 : 諮問第2号:日野市まちづくり条例の改正等について
諮問第3号:農のある暮らしづくり計画の決定について

出席者(敬称略)	
市民委員	稲山純子・戸崎肇・山崎建男
有識者委員	山口達夫・小柳貢
欠席委員	小泉秀樹・西浦定継
事務局	まちづくり部長 宮田守 都市計画課:川鍋孝史・萩原健太郎・大町直子・小宮慎二
説明員	中村光・氏家健太郎
傍聴者	1名
事務局	第39回市民まちづくり会議を開会する。 初めての会議となる委員の紹介(委嘱状交付) 配布資料の確認
会長	欠席委員2名。半数以上の出席委員により会議の成立を報告する。 出席委員のなかから議席番号順で、議席番号6番の戸崎委員を会議録署名委員に決定。
説明員	【諮問第2号】 「日野市まちづくり条例の改正等について」事務局に説明を指示する。
会長	【内容説明】 それでは、以上の説明に対し、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。
会長	【 質疑応答 】 最初に基本的な事をお聞きしたい。今回の改正は 2 つの立場があり、市民のより良い住環境を保つという目的と、一方で農あるまちづくり、あるいは工業のあるまちづくりという様々な産業の発展も保証するというそれぞれの立場の相互する部分も出てくると思います。事業者にとっては重たい部分があるかと思いますが、どのような考え方でしょうか。

川 鍋 課 長	<p>今回の改正につきましては、まず条例手続きの厳格化を図るところで、80条で特例を設けていたものを外すという事です。あくまでも特例ですので、厳格に運用するために特例を外すという措置をしました。会長がおっしゃるように、今までよりは厳しくなりました。特例が無くなったという事で厳しくなったとは感じておりますが、条例そもそもの主旨からは逸脱していないと考えております。協調協議のまちづくりとして、お互いに歩み寄って、より良いまちづくりをしていきたいという主旨の元の改正だと思っております。担当としては事業者にも市民にもご理解をして頂くように努力を続けてまいりたいと思っております。</p>
会 長	<p>益々、調整委員の苦勞が偲ばれる訳ですが、方針についてはよく分りました。</p>
宮 田 部 長	<p>今回、説明の中でご紹介した一つ目の湧水白濁等の件については、事業者はN不動産で、市と事業者と住民を交えた協議の中で、ルールが無いがゆえにここで定めたことは事前にやらなかったのですが、結果として実施しております。二つ目のM不動産の物流センターにつきましても、結局紛争が起こってしまい、結果として事業者が同様に実施しました。以上のことから今回の改正というのは、まちづくり条例で対応しきれていなかったこれまでの反省を含めて、結果としてやってきたことをルール化したという事です。逆に言えば、事前にやることによって市民の方からもルールが見えやすくなり、事業者にとっても日野市で開発をやる場合は、手続きで踏んでいかなければいけないのだという事を、事前に知って頂く事も大事だと思っております。</p>
会 長	<p>結果においてはそれが実現されたことから、事前に対応した方が分り易いだろうという事ですね。</p>
戸 崎 委 員	<p>特に異論という訳では無いのですが、これからパブコメを進めて行く上で、最初の事前協議に対するダブルチェック体制の部分がパブコメで伝わらないのではないのでしょうか。具体的な話を補足で聞きながらある程度理解は出来ましたが、なぜ、80条の読み替えを止めることによって、ダブルチェック体制になるのかという事が、パブコメ資料の説明だけだと分からない。例えば先程のような周知範囲【説明会周知の拡大範囲図(イメージ図)】を拡大させるという事に関しては、分かり易いので、少なくともそれと同じくらいのイメージ図を描いていかないと、このままパブコメをやっても、事前の申請書の読み替えに関しては、市民の方に伝わらないのではないかと思う。その辺をご協議頂いた方が良いのではないかというのが一点。</p> <p>二点目に、85条の改正に対して素晴らしい事だと思うのですが、規則を上手くつくらないと、住民問題となる可能性があります。その場合にその他の規定が多くなると、ほとんど最初の意味が無くなるので、それを上手く作る事は難しいことだと思います。改正について全く異論は無いですが、日野市でのパブコメの現</p>

	<p>状で言うと、特に最初の説明に対して、より分かり易い工夫が必要ではないかという印象を持ちました。</p>
川 鍋 課 長	<p>今回改定について概要版を作成しています。これまでパブコメを行う際に、このような取り組みをしてこなかったため、市民の方が見ても分りづらかったと思います。例えば条例の新旧対照表や、変更の主旨を文字面だけで実施していたのですが、これだと市民の関心も、ご意見も頂けないだろうという事で、このような資料を作らせて頂きました。ご指摘のように、まだ改善点はあろうかと思えます。特に厳格化については、なぜ変えるのか、「条例の改正はどこを改正するのか」という事を、パブリックコメントの前までに改善を図っていきたいと思っています。</p>
戸 崎 委 員	<p>今はパブコメに対してどれぐらい応募があったのか、具体的に誰が行っているのか、かなり見られるようになってきています。公聴会と同じ様に実施すれば良いという次元では無くなってきました。より多くのご意見を頂くための工夫も、これから必要になると思います。その点にご留意頂ければと思います。</p>
会 長	<p>本当に知ってもらおうという立場から検討して下さい。</p>
川 鍋 課 長	<p>はい。鋭意努力し、再度改善をさせていただきます。</p>
稲 山 委 員	<p>形式的な話ですが、日野市のまちづくり条例の 14 条で会議の開催は「会長が招集し」とありますが、令和 2 年 12 月に書面会議がありました。条文に無いのに書面会議はどのような判断だったのでしょうか。今回規定の追加とはなりましたが、コロナ禍での行政側の判断という事で実施されたのでしょうか。</p>
川 鍋 課 長	<p>前回の書面開催につきましては、条例の中で読み込めるか市の法務部局、会長と相談させて頂いて、コロナ禍であり、やらざるを得ないという中で市側の判断で実施させて頂いた。今後も含めて、このまま規定しないのは良くないということで、今回の条例改正に合わせて追加させていただきました。コロナ同様に今後も緊急事態宣言等がある中で、リモートも出来ない場面もあろうかとも思います。現状については運用させて頂いておりますが、令和 4 年の 4 月以降は条例に明記をした中で運用していきたいと考えているところです。</p>
稲 山 委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>私の判断もありまして、開催しなければならぬという必然性があった中で、開催が難しい状況で、緊急避難的に、やむを得ず書面会議の了承させて頂きました。しかし、このまま放置とはせず、今回正式に取り上げさせて頂きました。</p>
山 崎 委 員	<p>今パブコメに向けたご説明を頂きました。実名や背景にあることを説明頂いた</p>

	<p>ので分かり易かったのですが私も疑問点が出て来ました。市民の方々を対象に説明をする時に、更に手続き面だとか、具体的な行動を起こす時にはどうするかということをお話下されば、より分かり易くなるのではないかと思います。今ご説明頂いた中で3点ほど質問があります。</p> <p>大規模開発事業の影響等の関係なのですが、大きな影響を及ぼす可能性があると思われれば、後々に記載されている市長が判断しますとありますが、住民側からの要請、要望といった意見書とか見解書とかそういったもので対応できるという事でよろしいのかというのが1点。</p> <p>2点目に実際にその工事が進んで、事前説明会等が無かったけど途中から事後の説明会というのも可能性として残っているのか。</p> <p>3点目は、変更内容は市長、交通管理者、道路管理者等による判断という事になっておりますが、具体的に道路管理者は市道だったら市長が、私道だったら私の道の人が、それから交通管理者というのは警察署という意味でとらえてよろしいのでしょうか。</p>
川鍋課長	<p>では3点目のご質問についてですが、交通管理者は警察になります。道路管理者につきましては、市道については日野市でございます。国道であれば相武国道事務所、都道は管轄している東京都南多摩西部建設事務所というところになります。</p>
山崎委員	<p>住民では無いということですね。</p>
川鍋課長	<p>住民では無いです。</p> <p>1点目の住民からの意見が出せるのかという事でございますが、ご意見につきましては、まずここで書いているのが、この事業を実施する事の影響のある範囲に周知をして、周知漏れを防ぐということを決めております。山崎委員がおっしゃられているそれに対する市民の意見が出せるのかということですが、その説明を聞いて頂いた上で、意見を出すということと、今回の改正ではそのスタートの取り決めを義務化したところでございます。大規模の事業であれば、事業を実施する場所に看板を設置し、説明会の日程を周知していますが、それでは説明会があるのかさえも周辺住民へ伝わっていないという状況がございます。影響がある範囲については、「ありますよ」という事を理解して頂くということを取り決めているのが、この条例手続きの見直しの説明会周知の義務化のところでございます。まず、影響がある人に周知をして、聞きたいという人には参加をしていただき、それに対するご意見やご要望を、説明会を実施した上で早めにお聞きしようというのが主旨でございます。範囲については、影響のある範囲を関係部署の方と協議をさせて頂いて決めていきたいというところでございます。</p> <p>2点目の工事を着工した後の事後というところでございますが、基本的には条例に基づく手続きを事業者の方にはして頂きたいというところであります。事後の説明はないということが前提ですが、仮に行わずに工事を始めてしまったというこ</p>

	<p>とであれば、まちづくり条例に基づきまして、工事の中止や説明をすべき等の指導を徹底していきたいというところでございます。説明会をやって工事をして、その工事をやりながら、追加で説明が必要といった場合もあろうかと思えます。そういう場合も日野市の方で指導をして、説明会の周知を更にした方が良いといったことなどの指導により、対応していきたいと思っております。</p>
戸崎委員	<p>今の部分を教えて頂きたいのですが説明会周知と説明会開催というのは分かれていますか？</p>
川鍋課長	<p>説明会の開催を周知するということです。</p>
戸崎委員	<p>市長、交通管理者、道路管理者等、これ「等」でほとんど包含されると思うのですが、通常説明会の中心となるのは事業者になるので、説明会を周知するというものと開催するというものは分けてやった方が良いのではないかと思います。よく読めばわかるのですが、一番大事なのは周知よりも開催の内容だと私は思っています。どういった事を、対象とした人に説明するかということで、今回の改正内容は周知の対象の話なので、混乱されるのではないかなと思って。</p>
会長	<p>説明会を実施しますという事の周知ですよ。</p>
川鍋課長	<p>そうですね。今回の改正部分は周知についてです。</p>
会長	<p>影響のある範囲で関心のある方がその説明会に来て下さると。そういうことで、まずは周知により説明会の存在を知る。こういう開発がありますという事の説明会がある。これから開かれますというのを周知するということですか。</p>
川鍋課長	<p>はい。それが分からない中で事業が進んで行く。「説明会があったのか？」「なんで教えてくれなかったのか」ということを無くしていくために改正を行います。</p>
会長	<p>現状はその区域には看板を設置しているのでしょうか。</p>
川鍋課長	<p>看板を建てています。例えばですが、これまでは建物の高さの2倍の範囲に周知の手紙をポスティングしていましたが、物流施設ですとそこから大型車が出るので、沿道の住民へ交通量が多くなって影響があるのではないかという事例が出てきましたので、どのような事業をやるかにより、影響がある範囲をもう少し拡大して、事業の内容から説明して、ご意見やご要望、その対応策について協議を進めてくという事が大事であらうということで、今回の条例改正に至っているということです。</p>
戸崎委員	<p>分かりました。その際に、説明会周知の対象を拡大しなければならないという文</p>

	<p>面になっています。極めてここの部分、重い訳です。この市長、交通管理者、道路管理者の話し合いの場というのを正式に設けて決めないと、どこで決まったのかという事が明確にならなければ、最後の議論で大きく問題になる可能性がある。事業について詳しい情報を持っているのは事業者なので、その決定の会議体の中に事業者を明記しなくて良いのかどうかかを教えて頂きたい。先程言ったように、ここが極めて大事なところであって、拡大しなければならないというのが義務規定になりますので、決定を行うというのは非常に大事なところです。義務を履行する場合、誰がそれを決めたのかという事になるので、これに対する決定機構は明記しておくべきではないですか？</p>
会 長	<p>当然これをやっていくには、事業者の意見を聞くのだらうと思うのですが、決定する権限を公と管理者に限定する事によって、事業性をそこで意見以外に決定そのものに関わらず限定しない方がむしろ良いのではないかということですか。</p>
戸 崎 委 員	<p>特にこだわる訳では無いですが、明確になると良いと思っています。</p>
川 鍋 課 長	<p>会長がおっしゃるように、あくまでも公に見て影響があるだろう、こういう事業計画であればという事を、道路であれば交通管理者や、日野市が協議をして範囲を決めていくという所です。それを事業者の方に履行して頂くという事になります。説明会の開催は必要に応じて多くなる可能性もありますが、説明会の周知範囲を拡大するということですので、関係部署と協議をしてそれを事業者の方にお伝えをするということで公の目で見えた措置が必要という事です。</p>
戸 崎 委 員	<p>分りました。</p>
会 長	<p>あとは事業者の意見を十分に聴取して、範囲を決めるようにという主旨がありますので、それを徹底するようにお願いします。</p>
川 鍋 課 長	<p>はい。</p>
小柳委員	<p>確認と質問です。1 点目は開発事業等連絡会。関係部署が集まって意見を統一するというのは、共通認識を持つということで非常に大切な事だと思います。実際に、一連の開発の事業の流れの中でどの時点で開催されるのか、お伺いしたいです。</p> <p>2 点目ですが、先程から議論になっております影響範囲の事業イメージ図が作られて非常に分かり易くはなっているのですが、実際によくあるのは、皆さん、市の方々がイメージしたものと受け止める住民の方々とのずれがあったりするので、先程戸崎委員がおっしゃったように、誰が決めるのかという影響の範囲ですね。大事かなと思います。開発事業連絡会とかを使って、検討したりして頂くなど。これは私の個人的意見なのですが、だれがどういう形で範囲を決めるのか、今想</p>

川鍋課長	<p>定されている決め方を教えて頂きたい。</p> <p>まず1点目のどの段階で連絡会を開催するのかということでございます。現時点も開発の相談があった段階で、関係課と担当者レベルですが、ここはどうしてこうなのか、どういうことがあるかなど事業者から相談があるという情報について、情報共有を行い、事業者に対しても関係各課へ案内をしている状況です。今回は、先程部長の説明でもあったように、これまでやってきたことを明確にするという事でございます。小さなものまであるかどうかというのがありますが、影響がある関係課と協議が必要なものについては適宜関係課の担当、課長を集めてやっていきたいというところなんです。早い段階で、関係課の課長までが知ることで、そこで意見交換をすることによって方向性も出できますしそれをちゃんと位置付けたという事でございます。相談の段階というのがご回答になろうかと思えます。</p> <p>2点目としてご指摘があった、その決め方ですが、これはあくまでも庁内というところでございます。その意見を含めて例えば、交通管理者である警察と協議をさせて頂くという事になりますので、そのプロセスを踏んで範囲についても決めていきたいという事でございます。どこで決めるのかということについての市民の方への説明については、工夫をさせて頂いて対応させて頂ければと思います。</p>
会長	<p>私から一つ。行政は誤りがあるてはいけないため、基本的に協議に時間がかかるということになる訳ですけども。一方で経済は時間がポイントとなる。効率の問題がありますよね。これは糞に懲りて鱈を吹くような、嚴重に、嚴重に行えば物事が良くなるかという、必ずしもそうでないという事もある。運用において、ただ時間をかければ良いということではなく、心の問題ですので。なんとか問題無く解決をしようという、行政にその心をもって対応してもらいたい。手続きを嚴重にすれば良いだけでなく、運用については是非注意していただけたらと思います。</p>
川鍋課長	<p>会長から良いご意見頂きました。今後開催される連絡協議会の冒頭にも、運用が大事で、協調協議ですので、お互いに歩み寄って良いまちづくりを目指していきたいというのが主旨で、その心が大事だということを関係各課も含めて、ちゃんと肝に銘じて今後運用させて頂きたいと思えます。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">【以上で諮問第2号に関する質疑応答を終了】</p>
会長	<p>他に無ければ、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p style="text-align: center;">【 異議なし 】</p>
会長	<p>「異議なし」とのことですので、「日野市まちづくり条例の改正等について」は原案のとおり同意することにいたします。</p>

	<p>【諮問第3号】 諮問第3号「農のある暮らしづくり計画の決定について」事務局に説明を指示する。</p>
説明員	【内容説明】
会長	<p>それでは、以上の説明に対し、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。</p>
稲山委員	<p style="text-align: center;">【 質疑応答 】</p> <p>農あるまちづくりってというテーマが議題になったのですが、私の生まれた秋田であれば、このようなテーマは問題にならなかったのではないと思ひまして。私は高校までずっと秋田でした。だからなぜ「農」に問題があるのか。農業っていうのは元々人間の暮らしに大事な事で、戦時中食べ物が無い時を乗り切ったのは、「農」でお米があったから。トマトや梨の栽培がどうのっていうよりも、まずはお米が無ければダメではないかと私は思っています。いろいろ調べたのですが、日野市内には田んぼがほとんど無い状況です。生産緑地もほんの少しです。日野市で問題になるのは、今ここで農地がどうのこうのって問題でも、世の中がどういう風に変化していても強く生きるための人間に大事な農業というものを、根本から考えないのではないかと思っています。農業というのは本当に大変な作業です。私は小さい時から周りの人たちが農業に関係していた。水やったり草取ったり、とにかく凄く大変です。私も小さい庭を造っているのですが、朝昼晩様子を見て草を取って水あげて、土と関わる仕事っていうのは本当に大変な事で。私もコロナ過もありますが、花の事が気になって水やる為に外へ旅行などしていません。農業っていうのは、そんなに簡単な話じゃない。本当に親身になってやらなきゃならない作業だという事を、まずは頭に入れなきゃいけないと思います。</p> <p>確かに農業の人口が、本当に減っていますよね。資料も調べたのですが、農業人口から、土地も減っています。農業っていうのは趣味でやるなら退職後にちょっと野菜作ってみようかなっていう気持ちとは全然違う次元の話なのです。だから、今のご説明も、農業と農ある暮らしを別にされた訳で。でも、大変だから、やりたくなければやらなくて良いのかというところではないと気が付いたんです。世の中がどう変わっても農業は大事なことから、農ある暮らしの中で今出来るものでやって、つなげていく底力をつけていく。そのためには、農ある暮らしをやっぱり豊かにしなければならぬ。今日はそう納得してこの会議に頑張って出て来ました。そこら辺を深く掘り下げて考えない。浅い次元で問題にしがちですが、そういう問題では無いと思います。</p> <p>私の生活の中でも隣の北側に空いている土地があり、ずっと耕して無いのですが、そこに家が建つと、今の家も狭いのに、宅地になって人が住んじゃうと狭くなるのは嫌だ。今のままの農地で、耕さなくてもいいからあれば良いと思う。そう</p>

	<p>言う土地が日野市にはまだいっぱいあるのです。建って欲しくない、荒れた農地でもあった方が良く。それもわがままな話なのかなと考えたけど、そうじゃ無いのです。まだ建物が建たない農地であれば、いつでも耕せる農地として有り得るといところにも希望があるのだと。そう言う土地も荒地だし耕す人が無いつて切り捨てるのではなくて、それすらも大事なのだという事を考えなくちゃいけない。身近に有る土地自体、そのものを活かすということを考えていかなくてはいけないんだと思いました。</p>
会 長	<p>基本的に、この視点はよろしいという事でございますかね。</p>
稲山委員	<p>私はそう思います。</p>
会 長	<p>私から質問として 2022 年問題を説明して頂くとうりかたいと思います。</p>
説 明 員	<p>平成 4 年に現在の生産緑地地区の制度が始まりました。生産緑地は都市において良好な生活環境を確保するため、守るべき農地として指定する農地です。生産緑地の指定を受けると、農地転用や建築行為等の制限がある一方で、税金が生産緑地課税となり、生産緑地として相続する場合に相続税の納税猶予を受けることができる制度です。生産緑地の指定から 30 年が経過するといつでも買取申出が出来るようになり、納税優遇措置もなくなります。平成 4 年指定の生産緑地が 2022 年に 30 年を迎えるということで問題として懸念されています。</p>
川鍋課長	<p>平成 4 年から始まって 30 年の期限が令和 4 年に切れるという事ですが、それで全部が終わるかというとうではなくて「特定生産緑地」の指定を受ける事で、10 年ずつ延長できるという新たな制度があります。日野市もその制度について周知啓発を図っております。3 年前から 3 期に分けて丁寧な説明を行い、特定生産緑地指定の取り組みを進めまいりました。現在、市内の生産緑地のうち、30 年を迎える平成 4 年の当初指定が、全体の約 8 割程度になります。この 8 割のうちの 8 割以上の生産緑地が特定生産緑地として継続をされる事になっております。</p>
会 長	<p>面積はどのくらい？</p>
川鍋課長	<p>現時点で生産緑地の全体の面積が 107ha(ヘクタール)。</p>
会 長	<p>1haが 1 丁歩だからね。107 丁歩。</p>
川鍋課長	<p>はい。100m×100mですね。1ha。30 年経過で生産緑地を継続しないのは 2 割弱くらいですね。面積としては概ね 18haくらいになります。</p>
説 明 員	<p>当初 130haほどあったものが、平成 14 年の追加指定で 138haほどになって、</p>

<p>会 長</p>	<p>そこから減少傾向が続いて、現在は 107ha となっています。</p> <p>日野の農業に従事している人がわずか 200 人しかいないということで、あっという間に減少するのが現実なのかなと思いますけれど。相続があって 6 割の後継者がいない訳で、もう目に見えていますね。30 年経過の 2022 年で、開発事業者はどれほど売れるだろうかとみんな日野を狙い目にしていきますよね。宅地化すると税金が高いから、維持できない。やるとしたらもうアパートを造る。でも今の人口増減をみるとアパートを造って成り立つとは考えられない。それで切り売りしていくしかないという事ですかね。いかにしてそれを徐々に徐々にという形で、周辺の市民との間で「農」を親しむような環境を作るかっていうのが、この農のあるまちづくりっていう事ですよ。なかなか難しいですね。</p>
<p>戸崎委員</p>	<p>関係者の方々が長い時間をかけてまとめられたので異論は全く無いのですが、計画書の 3 ページで、「既存の都市農業施策を阻害することなく」と書いてあるのですが、逆に言うと「阻害する場合」というのはどういった場合を想定しているのか。その既存の都市農業施策が示唆しているのは、どういった面を強調しているのか。イメージとして宅地化の中で、どういう事になるのかということ、都市農業の特徴っていうのは消費者が近いので、住民と近いという意味での優位性を活かしたような都市施策、行政施策なのか。都市の農業政策が今回の「農ある暮らし」と阻害する関係になるのかということをお教えいただきたい。</p> <p>もう一ついろんな発想でやっていくというのが重要だと思うのです。それを逆に言えば抑え込むようなことになってはならない。その主体の中に民間事業者が入ってくると、民間事業者はかなり自由度を求める。それと協議会をどう両立させるかは、非常に難しい事になると思う。今後注意してやっていかないと、嫌がる人が出てくると思うのですが、それまで強引にやっていくのか。協議会がどういう事をイメージしてやっていくのか。今後の検討課題になるのではないのでしょうか。</p>
<p>説明員</p>	<p>まず、日野市における都市農業振興施策は計画書の 8 ページで上げさせて頂いています。例えば市民農園や農業体験農園といったものとして市が開設しているものもあれば、農業者さんがやっているものもあります。学校給食の供給もやっています。それから「援農の会」といわれるボランティア団体が、この主旨と似ているのですが、市民が農業をやる為の勉強会、耕作をやる為の最低限のスキルを身につける会等も開催しています。農業の情報発信の拠点として、日野市の北西に七ツ塚ファーマーズセンターという施設を造り、都市農業の情報発信等を行っています。実際に、どういうところが阻害するような関係になるかということですが、団体の方々が精力的に活動している中で、農業者さんの営利に直接関わるようなところが、ぶつかるような事はしないように邪魔はしないという意味を書かせていただきました。こういった活動が、ゆくゆくはちゃんと事業として成り立って商売としてやっていった時に、農業者さんの生きるための農作物の販売や営利に影響してしまう事はさけないという事を考えています。</p>

戸崎委員	<p>非常に素晴らしいと思うのですが、ひとつ大事なものは、農業効率、生産効率を上げるために従来にない農法をどのようにして民間から募ってやっていくということであれば、押さえつけるような感じになってしまうのではないかと。言葉は非常に悪いのですが、既得権益を抑えるようなイメージがある。今大事なものは、農業ベンチャーをどんどん移して、その中で技術水準を引き上げていく。あるいは独自の産業化の話をする、マーケットの展開とか、そういった事。地域で完結している話だけでなく、もっと日野市の情報発信として、あるいはあたらしい産業としてやるという視点も前面に出した方が良いのではないかと。これはこれで良いですが今後の展開で日野市の中で完結するのは、もったいないと思う。日本全体に広げるような市の、シティ経営のモデルとしてやるというのが良いと思う。</p>
説明員	<p>農業委員会や農業者さんやJAさんも含めてそういった方たちに新しい独自の産業化や情報発信、ICTを使ったものやマーケットに載るような取り組みの想定、理念はあります。しかし、意識も含め農業者さん自身がそれをできるかという問題があると思います。ゆくゆくは事業者さんも含めて、得意としている市民の方たちが居ると思うので、今既に活動している方たちと、生業としてやっている方たちの阻害になってしまうような関係にならずに、「一緒にやれるなら一緒にやってみましょう」という関係を、阻害とならないような形と書かせて頂きました。産業として農業者さんが自分の土地を拡大したり、やる内容もICT化したり等、次世代になるような農業を行ってもらうのが一番良いと思いますが、全部をご自身できるかという、難しい側面があると思う。</p>
会長	<p>本当に救うのは、外部の力を使った農業法人が、大々的に技術を導入してやっていくということ。私も市に紹介したことがあるけれど、取り組みで利益を上げながら農地を守って、維持していくということ。農業を農業家が変わるのではなくて、新たな産業に育成しないと守れないと思います。</p> <p>私の周りには農業者はみんな年寄りです。この状態で残れるかと言っても後継者がホントに少ないです。半分以下です。本当に農地を守ると言うと、その取り組みは、市民教育とか、教育とかコミュニティの問題と、産業として農業をどう守るかというのは別の問題なのです。是非市として、それはそれで機会を見て取り組んでいただきたい。</p>
川鍋課長	<p>はい。まずは、阻害しないとかの書き方は、この計画が今の農業者に対して配慮した言い回しになっているところだと思います。今回の計画については、この協会や活動を、まずは理解して頂いて、そこから先の枝葉の部分は、阻害や縛るものではなく、ICTなどを使って農業を支援していく活動も含めて担っていければ良いと思います。まずは農業者のご理解が無いといけないということでこのような書き方をしています。この活動や今ある輪がどんどん広がって、ホントの農業施策と一緒に出来ればと思っておりますが、まずはここからスタート</p>

戸崎委員	<p>したいという事で書かせて頂いた。</p> <p>ご苦勞はよく分りますが、阻害というよりも共創関係を樹立していくというような表現とした方が良いのではないかと思います。なるべくネガティブな書き方はしない方が良いのではないかと思います。</p>
川鍋課長	<p>はい。ちょっと配慮しすぎたかなと思います。</p>
会長	<p>先日、自治会でジャガイモを植えるので駆り出されたのですが、わずか1時間の作業で腰が痛くなりました。作業にはプロの農家の方が何人か来て、準備も指導も、必要なフォローもしてくれました。やはり農業者無くして、この農あるまちづくりっていうのを進展させるっていうのは不可能です。アマだけでやれるものではないと思います。ですから是非協調して進めてもらいたいです。</p>
川鍋課長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
説明員	<p>本日、欠席の委員に事前説明をさせていただき、西浦委員からご意見は無かったのですが、小泉委員からご意見頂きましたので紹介させていただきます。</p> <p>小泉委員から、この計画の主旨を推進することに異論は有りませんが、内容について、関係が分りませんというご質問がありました。例えばですが、農のある新たな価値の創出として人同士をつなげて、新たな協議会を設けて、会話の場を設けていきたいと思いますという取り組みの内容と、ステップの関係が分らなかったの、教えて下さいという質問と、それから運営を実施する資金や体制、専従の事務局がいるかどうかという質問で頂きましたので、回答を紹介させていただきます。</p> <p>お配りした参考資料3をご覧ください。これはまだ公表していない補足資料となります。人と場所、仕組みについて、第一段階目、第二段階目、第三段階目という段階で分けています。裏面を見て頂くと行政の関係の各課が、どのステップで何をするかという想定しています。表の横軸に人とのつながりを挙げさせて頂いています。実現に向けてはステップごとに文言を表から注釈しています。各段階でどの課がどこまでやるかという整理をしており、この資料で関係を説明しようと思っています。運営体制については、計画書の14ページにあります、新しく立ち上げた一般社団法人の方たちを事務局としてやっていこうと考えています。資金に関しては、どのような取り組みかが第一段階で、情報交換を通して、実際にその取り組みを通して新たな課題が出てきた時に、行政も一緒に何が出来るのかを話し合っていきたいと思います。お金に関しましては、ゆくゆくは中間支援の団体が実績を積んで行く事で、業務委託や指定管理者制度、公園の管理や緑地の管理をお願いするなど業務としてつながりが見えてくれば、そこで業務として依頼することができるということを想定として最終の第三段階目で書かせて頂いています。ただ、すぐにお金を用意しますといった事は考えておりません。</p>

会 長	やがて資金が必要となることは覚悟しております、と。
説 明 員	はい。他市でも行っていますが、今後全部市が管理するというのは不可能だと思うので、地域主体で管理していく緑地や公園があっても良いのかなと。日野市にもその制度が一部ありますが、団体が、ゆくゆくはそうになっていく。お金の議論に関しては、そこは違うとは思いますが。
会 長	組織とお金は切り離せないですからね。
説 明 員	そうですね。
	【以上で諮問第3号に関する質疑応答を終了】
会 長	他に無ければ、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
委 員	【 異議なし 】
会 長	「異議なし」とのことですので、「農のある暮らしづくり計画の決定について」は原案のとおり同意することにいたします。 以上を持って、第39回市民まちづくり会議を閉会する。

この議事録は、書記が作成したものであるが、その内容が正確であることを認め、ここに署名します。

令和 年(年) 月 日

会 長 山口 達夫 ㊞

署名委員 戸崎 肇 ㊞